

| | | | |
|---------------|----|----|----|
| 生 | 00 | 01 | 5年 |
| (令和9年3月末まで保存) | | | |

生企第397号
令和4年3月10日

生活安全企画課長 殿
各警察署長

生活安全部長

道路交通法上における認知機能検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の3に規定する認知機能に関する検査（以下「銃刀法上の認知機能検査」という。）については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）第16条第2項の規定により、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能に関する検査（以下「道交法上の認知機能検査」という。）の結果を、銃刀法上の認知機能検査の結果として利用できるとされ、その運用上の留意事項については、「銃砲刀剣類所持等取締法における認知機能検査の結果の取扱い等に関する運用上の留意事項について」（平成29年3月3日付け青警本運免第1319号ほか。以下「運用通達」という。）で示されているところである。

認知症は、銃砲刀剣類の所持許可と運転免許とに共通する取消事由等となっている（銃刀法第11条第1項第3号及び道交法第103条第1項第1号の2）ことから、銃刀法第4条の3第2項又は第12条の3の受診等命令による医師の診断結果に基づく措置及び道交法第102条の臨時適性検査に基づく措置のうち、認知症に係るものについては、生活安全部門と交通部門との間で緊密な情報共有を図り、認知症と診断された者に係る銃砲刀剣類の所持許可の取消し等（いわゆる自主返納及び申請により求められた許可等を拒否する処分を含む。以下同じ。）及び運転免許の取消し等の措置が、一の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）内において齟齬なく行われているところである。

本取扱いについては、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）の施行に伴い、クロスボウの所持許可の取消し等についても対象とし、令和4年3月15日から下記のとおり運用することとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 道交法上の認知機能検査の結果を利用する場合における取扱い

府令第16条第2項の「道路交通法…第97条の2第1項第3号イに規定する検査を受

けたとして、そのことを証明する書類」は、認知機能検査結果通知書（「認知機能検査実施要領の制定について」（平成29年3月2日付け青警本運免第1309号）別添7の書面）とするので、申請時に、所持許可又は更新を受けようとする者に提示させること。

なお、道交法第101条の7第1項の規定による臨時の認知機能検査（以下「臨時認知機能検査」という。）についても同様に取り扱うこととする。

認知機能検査結果通知書を提示させた際は、当該認知機能検査結果通知書の内容が、府令第16条第2項第1号又は第2号に規定する期間内（新規の所持許可申請にあつては当該許可に係る銃砲所持許可申請書、クロスボウ所持許可申請書又は刀剣類所持許可申請書を提出した日以後、許可の更新申請にあつては当該許可の有効期間が満了する日の5月前から1月前までの間）に受検されたものであるかどうかを確認するとともに、必要に応じて、運用通達別記様式1により交通部門に道交法上の認知機能検査及び臨時認知機能検査の受検歴について照会すること。

なお、道交法上の認知機能検査は複数回受検することが可能となっているが、照会に対しては最も新しい受検結果が回答される。

また、クロスボウに係る申請については、様式の記載事項を適宜記載、修正する等の方法により照会を実施すること。

2 認知症に係る行政措置結果の共有等

受診等命令による医師の診断又は道交法上の臨時適性検査で、認知症であると診断された者に対して、銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類の所持許可の取消し等又は運転免許の取消し等の措置を行った場合は、当該措置結果を相互に通報し、通報を受けた部門においても当該診断結果に基づいて取消し等の措置を行うこととしているが、診断書提出命令（道交法第102条第1項から第3項までの規定による診断書の提出命令をいう。）に基づく診断書の提出により、認知症と診断された者に対して、免許の取消し等の行政処分を行った場合についても同様に取り扱うこととするので、次のとおり対応すること。

(1) 受診等命令による医師の診断結果により銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し等を行った場合

受診等命令の結果、認知症と診断され、銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し等を行った場合は、運用通達別記様式3により速やかに交通部門に通報すること。

(2) 臨時適性検査等の結果に基づき運転免許の取消し等を行った旨の通報を受けた場合

交通部門から、臨時適性検査等の結果、認知症と診断され、運転免許の取消し等を行った旨の通報を受け、当該措置を受けた者が銃砲等又は刀剣類の所持許可を受けている場合には、当該診断結果に基づいて銃砲等又は刀剣類の所持許可を取り消すこと。

なお、交通部門からは、主治医（道交法第102条第7項ただし書きに規定する医師をいう。）から提出された診断書により認知症であると診断され、運転免許の取消し等を行った旨の通報がなされるが、当該主治医が認知症の専門医でない場合は、直ちに認知症であると公安委員会において判断できないと考えられる。このような場合に

は、法上の受診等命令により専門医の診断を受けさせること。その結果、当該専門医の診断が認知症ではないとの診断結果となった場合は、再度受診等命令を発すること。この場合においては、当該主治医及び最初の受診等命令により診断を行った医師以外の専門医を受診させるなど、慎重に判断を行うこと。

担当：生活安全企画課
営業・危険物係
(令和4年4月1日以降
担当：生活保安課
営業・危険物係)